

中古品販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取り扱いについて

平成18年3月22日
経済産業省大臣官房商務流通審議官発
各経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長あて

中古品販売事業者等が電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第八条第二項に基づき保存を行う検査記録であって特定電気用品以外の電気用品に係るものについては、下記により取り扱うようお願いいたします。

記

日本標準産業分類にいう製造業に属する事業を主たる事業として営む者以外の者が法第八条第二項に基づき保存を行う検査記録であって特定電気用品以外の電気用品に係るものについて、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十一条第二項第一号に掲げる事項を確認する場合には、電気用品の機種名その他の電気用品を特定できる名称の確認をもって足りることとする。

以上